顧問報酬額計算シート（令和5年1月以降契約分）

基準報酬額 本店のみの場合（一施設しかない場合）はⒶに金額を記載する。 本支店会計を行っている場合はメインの施設をⒶとし、従たる施設をⒷ以降として、金額を記載する。	Ⓐ　　円 Ⓑ　　円 Ⓒ　　円 Ⓓ　　円 Ⓔ　　円 Ⓕ　　円 Ⓖ　　円 Ⓗ　　円	■算定の基準 小規模クリニック　60,000円（一般的な無床クリニック） 中規模クリニック　70,000円（前年又は年間予測収入が2億円超） 大規模クリニック　80,000円（前年又は年間予測収入が5億円超） 100床未満の病院　80,000円 200床未満の病院　100,000円 200床以上の病院　120,000円 株式・有限会社　60,000円（調剤薬局を含む） 小規模介護保険施設　60,000円（通所のみ又は入所定員20名以下） 中規模介護保険施設　80,000円（入院定員21名～100名以下） 大規模介護保険施設　100,000円（入所定員101名以上） ※障害者福祉施設及び障害福祉サービス施設は介護保険施設と同じ扱いになります。
定期打合回数による加算減算額 基準報酬額に記載したⒶ～Ⓗの施設ごとに加算・減額額を記載する。	Ⓐ　　円 Ⓑ△　　円 Ⓒ△　　円 Ⓓ△　　円 Ⓔ△　　円 Ⓕ△　　円 Ⓖ△　　円 Ⓗ△　　円	■算定の基準 概ね3ヶ月に一度の定期打合　加減なし 概ね2ヶ月に一度の定期打合　Ⓐに10,000円を加算 概ね1ヶ月に一度の定期打合　Ⓐに30,000円を加算 概ね1ヶ月に二度の定期打合　Ⓐに60,000円を加算 Ⓑ～Ⓗ（本支店会計の支店）　基準報酬額の75％を減算
会計処理による加算額 基準報酬額に記載したⒶ～Ⓗの施設ごとに加算・減額額を記載する。	Ⓐ　　円 Ⓑ　　円 Ⓒ　　円 Ⓓ　　円 Ⓔ　　円 Ⓕ　　円 Ⓖ　　円 Ⓗ　　円	■算定の基準 コンサルタント業務のみの場合　加算なし 当事務所指定会計ソフト使用の場合　基準報酬額の15％を加算 （指定ソフトについては末尾記載） 弥生会計を使用の場合　基準報酬額の35％を加算 上記以外の会計ソフト使用の場合　基準報酬額の25％を加算 手書伝票で起票している場合　基準報酬額の35％を加算 基本的に当事務所で起票する場合　基準報酬額の50％を加算
交通費相当額加算 Ⓐの施設に対してのみ加算	Ⓐ　　円	■算定の基準 ①東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県 加算なし ②茨城県・栃木県・群馬県 2～3ヶ月ごとの定期打合の場合　8,000円 1ヶ月に一度の定期打合の場合　15,000円 1ヶ月に二度の定期打合の場合　30,000円 ③甲信越・北陸・東海 2～3ヶ月ごとの定期打合の場合　10,000円 1ヶ月に一度の定期打合の場合　20,000円 1ヶ月に二度の定期打合の場合　40,000円 ④関西・東北・中国 2～3ヶ月ごとの定期打合の場合　15,000円 1ヶ月に一度の定期打合の場合　30,000円 1ヶ月に二度の定期打合の場合　60,000円 上記以外の地域 2～3ヶ月ごとの定期打合の場合　20,000円 1ヶ月に一度の定期打合の場合　40,000円 1ヶ月に二度の定期打合の場合　80,000円 ※打合せの為に宿泊が必要となる場合は、宿泊費は実費ご負担頂きます。ただし、ホテルパックなどで宿泊代が交通費に含まれている場合は必要ありません。
小　計 **消費税** **月次顧問料**	円 円 円	千円未満の端数がある時は、4千円以下の端数は切り捨て、5千円以上の端数は5千円とします。

決算申告手数料 Ⓐの基準報酬額に対してのみ計算	円	■医療法人・株式会社等 本院のみの場合　　基準報酬額×5×消費税 本支店会計の場合　基準報酬額×(5＋支店の数)×消費税 ※中間申告を行う場合は、上記算式で計算した金額の半額を中間決算手数料としてご請求致します。 ※上記報酬には医療法人決算届、資産総額変更登記申請書及び理事長重任登記申請書作成料が含まれています。 ■個人開業 基準報酬額×4×消費税 ※決算申告手数料の上限は消費税別で1,000,000円です。

■当事務所指定の会計ソフト

当事務所指定の会計ソフトはEPSONの財務会計R4又は財務応援R4です。現在これらのソフトを使用していなくても顧問契約後にこれらのソフトに切り替えて頂ければ顧問料の加算はありません。

上記報酬額以外に発生する報酬例

給与計算事務	規模により異なる	
年末調整計算事務	1人当たり1,400円	報酬料金等の支払調書及び不動産の使用料等の支払調書も1枚につき1,400円頂戴致します。
社会保険労務	――――――	提携社会保険労務士を紹介致します。
法務局への登記申請	――――――	提携司法書士を紹介致します。
医療法人設立認可申請事務	申請書提出時 400,000円 設立登記時 300,000円 診療所開設許可申請 50,000円	ただし、顧問先様に限ります。
一般社団法人による診療所開設許可申請	400,000円	ただし、顧問先様に限ります。
医療法人定款変更申請事務	内容により異なる	ただし、決算届や役員変更届等の作成及び提出は無償で行います。

※金額は全て消費税別

西岡秀樹税理士・行政書士事務所